

京都府保健医療計画の中間見直し(中間案)に係るパブリックコメント実施結果

1 意見募集期間 令和2年12月17日 ~ 令和3年1月7日

2 意見提出者 2人・5件 4団体・9件 計14件

3 主な意見とこれに対する府の考え方

整理番号	項目	意見(提案)の要旨	京都府の考え方
1	救急医療	「必ずしも救急で受診する必要のない場合があり」との記載について、裏付けとなる数値や基準を明確に示すことが不可能なため、(5)の2つ目○を以下のとおり修正されたい。 ○高齢化社会における在宅医療も対応した救急体制を構築するため、急な体調悪化などの際」	ご意見を踏まえ修正します。
2	救急医療	救急抑制を目的とした事業ではなく、広報発表資料の記載と合わせる必要があるため、ポイント箱書きを以下のとおり修正されたい。 ★救急相談体制の強化 ・府民等の急な病気やけがに際し、看護師が電話相談に応じ、適切な救急要請や医療機関受診の助言を行うことで、府民等の安心・安全の提供、高齢者が安心して在宅療養できる体制の推進、救急医療機関の適正受診の推進及び救急医療機関スタッフ負担軽減等を図る。	ご意見を踏まえ修正します。
3	救急医療	当該事業の正式名称を記載すべきと考えます。 また、当該事業の構成団体は、京都府及び府内消防本部(局)とされています。(市町村の場合は、消防組合が含まれません。)以下のとおり修正されたい。 「電話相談窓口」の次に「救急安心センターきょうと」を加え、「市町村」を「府内消防本部(局)」に改める。	ご意見を踏まえ修正します。
4	精神疾患	丹後圏域全体の府内 医療格差、特に精神科診療は数が少ない分野である問題は明確化すべきある。丹後圏域内の特に北部地域は自家用車で 舞鶴医療センターまで片道 1 時間半以上かかり、特に緊急時に指示を待つ時間を含めると診療時間内に安心して受診できる体制ではない状況がある。北部医療センターでの対応強化の体制も検討されたい。以下のとおり記載されたい。 丹後圏域においては医師少数区域であり、基幹病院までの距離的な要因から必要な人に必要な医療が繋がらない現状があり、特に緊急時の相談や受入体制の整備を進め地域格差の是正に努める必要があります。	夜間・休日の精神科救急の体制については、府北部と南部それぞれで体制整備をしているところであり、北部についても基幹病院(舞鶴医療センター)と輪番病院(東舞鶴医誠会病院、もみじヶ丘病院)により精神科救急体制が機能するよう努めているところです。引き続き体制の充実について検討してまいります。
5	認知症	大綱で示されている予防とは、「認知症になるのを遅らせる」「進行を緩やかにする」という意味であり、そのためにどういった取組が求められるのかについて国においても内容が示されていない。他の項目で健康づくり・介護予防の重要性は示しているため、あえてこの項目で記載する必要はないと考える(誤解を招く可能性がある)ため、以下の文言を削除されたい。 ○市町村が実施する健康づくりや介護予防など認知症予防につながる事業を支援し、認知症予防の重要性を地域住民に周知	認知症施策推進大綱に準じて修正します。
6	認知症	認知症は病名ではなく、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている「状態」を指すため、以下のとおり修正されたい。 ○認知症は、誰もがなりうるものであり、… (参考:認知症施策推進大綱) 認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。	認知症施策推進大綱に準じて修正します。
7	認知症	認知症は病名ではなく、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている「状態」を指すため、以下のとおり修正されたい。 ○認知症疾患医療センター等の医療機関や認知症カフェ等において、本人・家族が認知症に向き合い…	京都府高齢者健康福祉計画に準じて修正します。
8	認知症	「認知症対策」という文言について、認知症に対して、否定的なニュアンスを受けるため、「対策」→「施策」へ修正されたい。	次回改定時に全体との整合性を踏まえ、検討します。

京都府保健医療計画の中間見直し(中間案)に係るパブリックコメント実施結果

整理番号	項目	意見(提案)の要旨	京都府の考え方
9	認知症	<p>認知症の症状や進行に応じて認知症ケアパス(認知症の様態に応じた適切なサービスの流れ)の積極的活用、医療、介護関係者等の中で情報共有の推進はもちろん、医療、介護職員と認知症患者の方とその家族が信頼関係を築くことが大切です。</p> <p>認知症患者の方によるピアサポートなど認知症患者の方が社会に役立つ活動も必要です。「～まあいいかCafe～注文をまちがえるレストラン」という催しがあります。</p> <p>飲食店を貸し切り、料理を配膳するのはキャストと呼ばれる認知症高齢者の方ばかりです。多くのボランティアスタッフに見守られての活動なので認知症高齢者の方も安心して活動できます。</p>	<p>京都府では、認知症初期の方の寄り添い支援を行う「認知症リンクワーカー」の養成、市町村におけるピアサポートや本人ミーティングの場の設置促進を行っているところで</p> <p>また、「まあいいかCafe」をはじめとした認知症の方の社会参加活動を支援していくことで、今後も認知症の方が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。</p>
10	認知症	<p>認知症を正しく、理解し、認知症患者の方に適切に対応するための取組に「認知症サポーター養成講座」の開講があります。</p> <p>小学生が受講する「認知症サポーター養成講座」は単に、認知症を理解する、だけでなく、思いやりの心を持つことや困っている高齢者(認知症患者)の方に声をかけるといった小学生の心の成長にも大きく関わります。今後も実施を促進していただきたいです。中学生であれば自分の家族が、自分が認知症になったらどうしようとか、当事者の様子を見て、想像し、具体的に行動することや、高校生であれば、ご家族や近所にお住まいの方で困っている認知症の方がおられる、どうすればいいか、をグループミーティングで討論してみる、など課題を絞って全員が参加できる講座を検討するのもいいと思います。</p>	<p>新・京都市式オレンジプランでは、教育機関と連携した、児童・生徒・学生への認知症サポーターの実施を掲げており、より多くの学校での取組につながるよう市町村等に促していくとともに、講座プログラムの好事例を発信するなどにより、参加者の認知症の理解がより進むよう取り組んでまいります。</p>
11	認知症	<p>認知症の方とご家族が訪れ、喫茶を楽しんだり、医師などの専門職員からお話を聞き、アドバイスを受けて、ゆっくりくつろぐ場として、認知症カフェがあり、京都市内にたくさんあります。</p> <p>京都市には、レモンカフェがあり、喫茶だけでなく、認知症に不安のある方も参加でき、健康教室もあるようです。認知症カフェは地域の特性や、関わっているスタッフ、お越しになる認知症の方によって様々だと思います。認知症の方もいろいろな方がいらっしゃるとは思いますが、できれば認知症の方が生きがいを感じられる場や、社会の一員として役立っている場面を作ることも大切です。</p>	<p>京都府内でも就労・社会参加活動を積極的に実施する認知症カフェが活動されており、こうしたカフェの取組内容やノウハウなどを学ぶ機会を増やすとともに、情報発信することにより、後に続くカフェを増やしていきたいと考えております。</p>
12	感染症対策	<p>(4) 感染症対策、「新型コロナウイルス感染症については、…今後は、…検証を進めた上で、新興感染症を含めた内容を次回本計画改定時に盛り込むこととします。」中、「感染症対策」と「新型コロナウイルス感染症」並びに「新興感染症」について、感染症の定義を踏まえて説明してください。</p> <p>① 感染症対策: 感染症法上の感染症に限定されると考えてよろしいか。</p> <p>② 麻疹は該当しますか。</p> <p>③ ジカウイルスは該当しますか。</p>	<p>本計画における「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定めるもののほか、本文の「現状と課題」に記載する、新たな感染症、再興及び新興感染症を含みます。※新興感染症については、同様に記載のとおりです。</p> <p>また、麻疹は、同法の規定による五類感染症に、ジカウイルスは、四類感染症に該当し、本文の対策の方向性に記載しております。</p>
13	感染症対策	<p>(4) 感染症対策に関し、「京都府保健医療の所管部局」と「関西広域連合」(関西広域救急医療)との関係性について説明したうえで、次の事項について、① 人的、物的に不都合なことはないか、② 関西広域連合は、病床が不足した場合、余裕のある他府県で受け入れることを申し合わせているとのことですが、その場合の受け入れる判断基準、③ 広域連合自治体への派遣決定する基準を説明してください。</p> <p>限られた医療資源の観点から、緊急時に、病床の融通、人の派遣など、すぐにできる広域連携をフルに展開できることを期待しているものです。参考までに。</p>	<p>具体的な施策につきましては、今後、検証を進めた上で記載していきたいと考えております。</p>
14	その他	<p>表紙との記載方法の整合を図るため、以下のとおり修正されたい。</p> <p>「平成30年度(2018年度)から2023年度まで」を「平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで」に改める。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>